

問 1 (50 点)

以下は、2025 年 1 月 29 日の日本の外務報道官会見記録における外務報道官発言からの抜粋である。

女子差別撤廃委員会の対日審査を受けた最終見解というものが出されました。[……]

まず皇位につく資格、これは基本的人権に含まれていないことから、皇室典範において、皇位継承資格が男系男子に限定されていることは、女子差別撤廃条約にいうところの「女子に対する差別」には該当しないこと、そして、皇位継承の在り方は、国家の基本に関わる事項であること、こういったことから、女子差別撤廃委員会において、皇室典範を取り上げることは適当ではない、そして、皇位継承に関する規律は受け入れられず、削除されるべきだ [……]。

こうした今般の事案を踏まえ、女子差別撤廃委員会に対し、日本政府として、二つの措置を講じることとしました。

まず最初に、国連人権高等弁務官事務所というものがあり、この事務所が女子差別撤廃委員会の事務を行っているのですが、そのことに鑑み、国連人権高等弁務官事務所に対してこれまで用途を特定して毎年拠出している任意拠出金というものがあり、その使途から女子差別撤廃委員会を除外すること。そして、二番目に、本年度に予定していた、同委員会の委員の訪日プログラムにつきましては、実施を見合わせること。[……]

女子差別撤廃委員会は国連機関か、独立した国際機構か、あるいはそれ以外の何かであるか、説明せよ。

問 2 (50 点)

アメリカ合衆国議会上院は、2025 年 1 月 28 日に、国際刑事裁判所に対する制裁法案を否決した（賛成 54、反対 46。可決には賛成 60 が必要。下院では 1 月 9 日に 243 対 140 で可決されていた。）。ただし、上院議員のほぼ全員が反対票を投じた民主党も、法案の趣旨自体あるいは法案の大部分には賛成すると述べており、類似の法案が成立する可能性がある。

法案の基本的内容は、国際刑事裁判所と直接関与（*directly engage*）あるいは同裁判所を実質的に支援（*materially assist*）している非米国人、あるいはそれらの者に所有ないし支配されている非米国人（いずれも法人を含む。）につき、米国内における財産を凍結し、米国への入国を禁止する、というものである。

仮に、現在の法案がそのまま可決され、実施されたとする。その場合、アメリカ合衆国は国際法違反を行ったことになるか。また、誰がどのような場ないし手続でその「違反」を主張することができるか。